

●10月3日に、日本共産党議員団が府議会本会議で行った「京都府男女平等条例」「京都府地域金融活性化条例」についての「提案説明」を紹介します。

## 「京都府男女平等条例」についての提案説明（島田 敬子 議員）

日本共産党の島田敬子です。私は、日本共産党府会議員団を代表して、わが党提案の「京都府男女平等条例案」について、提案説明をさせていただきます。

今年、憲法施行から58年、女子差別撤廃条約が国連総会において採択されてから24年を迎えます。女性の地位向上を求める運動は、日本でも世界でも着実に前進してきました。

京都府におきましてもあけぼのプランを策定し、男女共同参画を府政の重点施策と位置づけて、鋭意とりくみを進めてこられました。

しかしながら、現実には、国際的到達から見てもきわめて不十分であります。この8月、国連女子差別撤廃委員会は、日本政府に対して、「コース別雇用やパート派遣による賃金格差への懸念、家庭と職業上の責任を両立させるための対策の強化、民法上の差別規定の廃止、意思決定機関への女性参画の遅れなどの22項目にわたる懸念、要請、勧告をおこない、国連・人権規約委員会は、「日本では女性差別の問題が解決されていない」と繰り返し、指摘をしています。このように、男女平等の実現には、なお多くの課題をのこしています。

そのような中、1999年、国においては、「男女平等の実現になお一層の努力が必要」として、「男女共同参画基本法」が全会一致で可決、制定されたところでございます。

「男女共同参画基本法」は、憲法が規定する「法の下での平等」を基本にしなが、男女が社会の対等な構成員として活動に参画する機会の確保、男女の人権の尊重、社会における制度または慣行についての配慮、政策決定過程への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調などが明記をされました。さらに、活発な国会審議の末、超党派で「基本法に対する付帯決議」が採択をされ、「各事業者の責務の自覚と、それらに対する適切な指導」「苦情の処理や被害者救済が十分図られるよう、実効性ある制度の確立」などが盛り込まれました。

私どもの提案した条例は、こうした憲法の理念、女子差別撤廃条約の到達にたち、国の「基本法」および、「付帯決議」をも踏まえた内容です。さらに、これまで京都府としても「あけぼのプラン」などで取り組まれた施策をより積極的に推進し、実効性が上がるようにするものであります。

以下、「条例」の特徴について、説明をさせていただきます。

第1に、条例の名称についてですが、共同参画にとどまらず、実質的な平等を実現するために「男女平等」を明記したことです。条例の目的、理念、目指す方向を明瞭かつ端的に示

すものです。あらゆる場における女性差別の是正を求める多くの女性の期待と願いに沿うものです。

第2に、働く権利の保障と雇用の場における男女平等を推進するために、事業主責任を明記し、報告と結果の公表をもとめたことです。大企業は、「経済のグローバル化に対応する」として、正規雇用労働者を削減し、派遣労働者やパート労働者など不安定雇用労働を拡大しています。女性労働者の半数がこうした非正規雇用に就労し、京都府の調査でも、常用女性労働者の賃金は男性の67・9%で、パートを含めれば男女の賃金格差は2倍とさらに拡大しています。賃金や昇給における差別なども依然としてのこされ、産休・育休をとるとボーナスが下がるとか、昇給・昇格にまで影響を及ぼすとか、育休明けで配転や退職勧奨、最近では妊娠リストラなどと告発されるような、妊娠・出産を理由とした不利益な取り扱いなどの差別が広く存在しています。こうした点から、現行法令の遵守はもとより、パート・派遣労働者の労働条件や社会保障の向上の努力もふくめた内容です。

第3に、母性保護の明記です。母性は社会的機能であり、その保護は人間社会の存続にとって欠かすことのできない基本条件であり権利であることを理念に明記しました。今日、過労死を生む長時間過密労働やサービス残業も横行し、女性の深夜労働も解禁とされた中で、女性の健康破壊は深刻です。労働時間の短縮など働きやすい環境の整備が求められています。事業者における責務、農林水産業、自営業に従事する女性の母性保護の充実への支援、そして、すべての女性の生涯にわたる健康支援を盛り込みました。

第4に、京都経済を支える伝統地場産業をはじめとする自営業者や農林漁業の分野における女性労働を正當に評価し、男女平等、共同参画を進めるための環境整備をあげています。本府の調査でも、自営業における女性の6割近くが、「女性は業務上の仕事と家事の区別がしにくく負担が大きい」、4割近くの女性が、「女性の仕事上の対価としての賃金、給与が正當に支給されにくい」と回答しています。中小企業庁がおこなった「自営中小企業に携わる女性の労働と健康に関する調査」でも、3割の女性が産前産後の休暇が取れていない実態があります。

また、農業就業人口の6割を女性が占めており、農林水産加工品の開発・製造や地域社会の取り組みにおいても大きな役割をはたしています。規模拡大や新作物の導入、兼業化などで、農業に従事する女性の労働時間はより長くなっていますが、それに見合った報酬を受け取っておらず、家事、育児、介護などの労働の大半を担っています。よって、農業経営における役割分担、労働報酬、労働時間などをルール化した「家族経営協定」の締結についても明記しました。

農業委員に占める女性の割合も依然として低水準であり、更なる取り組みが求められます。以上、国における制度改善を展望しつつ、自営業、農林業従事女性への支援を明記しました。

第5に、苦情処理機関の設置についてです。苦情や相談に対する判断が公平に行われるものとの信頼を得るためには、行政機関から独立した第三者機関が必要です。そして、申し出者の立場に立って受け付ける「受付部門」と、公正中立な立場で双方の主張を聴取・調査し処理する「処理部門」の二階建てとしました。そして、処理機関の業務を明記し、相談苦情を受けた場合は、関係者または関係する府の機関の協力を得て、資料の提出および説明を求

め、必要があると認めるときは、府機関に対しては提言、助言または勧告を、他の関係者に対しては助言、是正の要望を行うことを明記しました。実効性を挙げるためもっとも重要な規定です。条例の特徴については、以上のとおりです。

さて、基本法制定以降、全国 42 の都道府県で条例が制定され、未制定県は5つ、そのうち岐阜、高知、群馬は今年度内にも制定予定と聞き及んでいます。本府は最後塵を拝することとなりました。

私どもは、これまで、条例の早期制定と明記すべき内容を提案し、実効性が上がるものにするため、条例策定過程における府民参加と情報の公開を繰り返し求めてまいりました。ところが、残念ながら、条例制定のための意見をまとめる専門家会議は公開されず、審議の状況も公表されないまま過ぎ、専門家会議の最後の会議が8月29日夜、あわただしく開催され、そして初めて公開されました。

本議会でも、他会派の皆さんからも、条例未制定の5府県の一つになっていることへの憂慮やバックラッシュへの厳しい批判も出されたところでした。そして、真に実効ある条例の制定が急いで求められていることも強調されました。このように条例制定の機は熟しており、本条例を早期に制定することが府議会の重要な課題となっています。

議員のみなさんの賛同をいただきますよう、よろしく申し上げます。提案説明とさせていただきます。

## 「京都府地域金融活性化条例」についての提案説明（松尾 孝 議員）

日本共産党の松尾孝でございます。党議員団を代表し、わが党提案の「京都府地域金融活性化条例」について提案理由の説明を行います。

わが党議員団は、一昨年来、本会議質問や予・決算委員会などにおきまして、小泉内閣の「竹中プラン」にもとづく「不良債権早期処理」が中小企業を倒産・廃業に追い込み、落ち込んだ京都経済を一層ひどくするものとして厳しく批判し、京都府が、国のこの間違ったやり方に反対するとともに、金融機関にその本来の役割を発揮させるよう「貸しはがし・貸し渋り」防止条例を制定するよう強く求めてまいりました。そして、昨年12月には日本共産党京都府委員会として「条例大綱」を発表、「竹中プラン」の撤回をつよく要求するとともに、この2月には金融専門家の協力も得て「地域経済活性化と金融機関の役割を考える」シンポジウムを開催するなど取り組みを強めてまいりました。

この程、第2次小泉改造内閣が発足しましたが、破綻が明確になった「構造改革路線」を変えず、竹中経済財政・金融相を留任させ、不良債権早期処理をさらに加速させようとしています。これが地域経済に一層の困難をもたらすものであることは、本年4月、京都府中小企業団体中央会が行った金融アンケート調査結果をみても明らかです。資金繰りが「厳しい」、「非常に厳しい」と答えた企業が55%と半数以上、「貸し渋りを受けた」企業は借入残高1億円以上の企業では30から40%にものぼり、しかも、殆どが金利アップや追加担保を求められております。京都経済を担う中小企業は深刻な事態にさらされています。

さて、京都における地域金融は都銀、地銀、信金の三者がその殆どを担っています。この10年間の貸出金の推移を見ますと、都銀は4兆円から3兆円に激減させていますが、地銀は3兆円台を維持して殆ど変わらず、しかも都銀を上回っています。信金は二信金の破綻にも拘らず36%と高い大きいウエイトを占め、地銀、信金を合わせますと68%、全体の3分の2を上回るという他県に見られない特徴があります。このような中で、地銀や信金は京都の中小企業の72%もの主力金融機関として大きな役割を果たし、地域経済を支え、中小企業とともに歩んできました。

ところが今、「竹中プラン」のもとで「貸しはがし・貸し渋り」を余儀なくされているのです。昨年六月、国はようやく「金融マニュアル別冊・中小企業金融編」をつくりましたが、運用上の緩和措置にすぎません。また、去る3月末、金融庁からリレーションシップバンキングのアクションプログラムが発表されましたが、その中心はあくまで金融機関の収益性の向上、健全性の確保、経営基盤の強化などであり、真に中小企業の立場に立ったものではありません。

地域金融の立て直しのために今必要なことは、金融機関がその本来の役割、国民の財産を預かる業務とともに、地域に十分な資金を供給し、生産、流通、消費など地域経済を活性化させるという公共的役割を発揮できるようにすることです。今日のように、「貸しはがし・貸し渋り」などで地域経済を壊すような金融機関ではなく、府民の暮らし、中小企業を支え、育てる金融機関として大きな役割を果たすことが強く求められているのであります。そのために国の金融政策の転換が必要なことは論を待ちませんが、同時に、地域経済、社会の振興・発展に責任を負う京都府が積極的役割を果たすべきことも当然であります。わが議員団はこの立場から「京都府地域金融活性化条例」を提案するものであります。

条例は、金融機関に本来の役割を発揮させ、地域経済の活性化を図るための京都府の責務を明らかにし、府が講ずる施策に関する必要な事項を定めるものでありますが、主な内容は次の三つであります。

第1に、府民の暮らしを守り、中小企業を育てる金融機関の育成であります。

条例第3条（基本理念）では、地域金融のあるべき姿を明らかにし、「地域金融機関が社会的に要請されている望ましい分野に必要な資金を十分に供給」とともに、「地域経済の重要な担い手である中小企業者の事業活動に必要な資金を安定的に供給」するよう特に配慮しなければならないとしています。第5条では、この基本理念にもとづく（金融機関の責務）について、地域金融機関が「地域経済及び地域金融の活性化に寄与するように努める」こと、「正当な理由なく、一方的な融資の拒否、貸付条件の変更をしないこと等」を明確にしています。

第2に、地域経済の発展という立場で金融機関を評価することです。

条例第10条では「京都府地域金融活性化委員会」を設置し、この「委員会」が地域金融活性化に対する寄与について金融機関を評価することとしています。その内容は「住民及び事業者に対する信用供与の状況」、「産業振興等地域の振興に貢献する業務の状況」、「利用者の利便の増進を図る業務の状況」などです。

金融庁は、この間、すべての金融機関を一律に機械的な「金融マニュアル」で評価し、地

域の中小企業への資金供給を主たる業務とする信金・信組、地銀を深刻な事態に追い込み、その多くが破綻させられてきました。しかし、これでは地域金融を支える金融機関を育てることはできません。条例は「地域への貢献」という物差しを定め、地域に根ざした金融機関を積極的に育てるとともに、「貢献」が不十分な金融機関をただし、地域金融の活性化を図ることとしているのであります。

本府はこれまで、本条例の制定を求めるわが議員団の質問に対し「金融庁において適正に行われている」との答弁を繰り返してきましたが、こうした国任せの姿勢は改めるべきであります。地方自治体が自らの地域の経済と金融を支援・育成することは地方自治・地方分権の精神に照らして当然のことです。地域経済との関係で金融機関を評価し、地域への貢献について協力を求める条例の制定は現行法上なら違法ではなく、むしろ、「地方の条例に馴染むもの」との専門家の意見もあります。

第3に、銀行にもものが言える仕組みをつくることです。

条例第9条では「地域金融活性化委員会」は「地域金融に関する苦情について・・・相談に応じ、・・・必要な助言をし、・・・解決の斡旋を行うものとする」としています。これは、いままで、中小事業者などが「貸しはがし・貸し渋り」、その他の条件変更をもとめられても、「銀行にはものが言えない」と諦めていたところを、銀行にもものが言える仕組みをつくり、公正な地域金融の確立を図ろうとするものであります。

以上が条例の柱であります。この条例の制定により地域金融の真の活性化を図ることができるものと確信いたします。また、地域経済の安定的発展によって地域金融に携わる金融機関の健全な経営の維持・発展にも資することとなります。

最後に今定例会に提案されています「中小企業金融支援対策協議会」の設置は、知事が「金融は国の権限」とされてきた従来の姿勢を一步前進させたものとして評価しますが、今後、府のとりくみをより実効性あるものにするためにも、この条例の制定が必要と考えます。

議員各位のご同意を心からお願いし、提案理由の説明といたします。ご静聴ありがとうございました。

●日本共産党府会議員団が提案した「京都府男女平等条例（案）」は、次のとおりです。

## 京都府男女平等条例(案)

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第8条）

#### 第2章 基本計画等（第9条・第10条）

#### 第3章 男女平等の促進に関する施策（第11条—第24条）

#### 第4章 苦情の処理及び相談への対応（第25条—第29条）

#### 第5章 審議会（第30条—第33条）

#### 第6章 雑則（第34条・第35条）

#### 附則

20世紀は、民主主義と人権の大きな進歩を記した時代である。わが国においても憲法に個人の尊厳と法の下での平等がうたわれ、女性の権利と地位向上を求める動きは、女子差別撤廃条約を軸に大きく広がっている。

男女が、互いに人間として尊重され、性別による一切の差別や暴力を受けることなく、社会の構成員として対等に参画し、個性豊かに生きることができる社会の実現は、引き続き21世紀の世界にとって共通の課題となっている。

京都府においては、その歴史に刻まれてきた無数の女性たちの歩みを受け継いで、今日も伝統産業や農山村地域をはじめ、様々な分野で女性が大きな役割を担っている。

しかしながら、雇用条件や政策・方針決定過程への参画など、現在も男女の格差は依然として存在している。さらに、男女ともに家庭生活と職業や地域等での活動との両立の困難は、社会環境整備の遅れともあいまって、少子化問題を一層深刻にしている。

真の男女平等社会の実現は、両性にとって人間らしい職業生活と家庭や地域での生活を送る上でも欠かすことのできない課題となっている。京都府における男女平等社会の実現を総合的かつ効果的に推進するため、ここに京都府男女平等条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、男女平等の推進に関し、基本理念並びに府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、府の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等を総合的かつ計画的に推進し、真の男女平等社会を実現することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 府民 府内に住所を有する者、府内の事業所に勤務する者及び府内に在学する者をいう。
- (2) 事業者 府内において経済活動を行う個人及び法人をいう。
- (3) 男女平等・共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (4) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により他者の就業・生活環境等を害し不快な思いをさせること又はその言動への当該女性若しくは男性の対応によって不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者間等における暴力的行為及びそれに付随して起こる子ども等への暴力的行為であって、身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。

#### (基本理念)

第3条 男女平等は、次に掲げる基本理念に基づいて、積極的に推進されなければならない。

- (1) 男女が、等しく人間として尊重され、性別による差別を受けることのない社会を実現すること。
- (2) 男女が、性別を理由に、賃金や昇進など就労上の不利益な取扱いを受けることなく、ともに能力を発揮し、安心して働き続けられる社会を実現すること。
- (3) 男女が、子どもの養育や家族の介護など、家庭生活において対等に役割を果たし、ともに労働や地域等での活動との両立ができる社会を実現すること及びそのための行政による条件整備をはかること。
- (4) 母性は社会的機能であり、その保護は人間社会の存続にとって欠かすことのできない基本的条件であり、権利である。男女が、それぞれの性についての理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、各々の意思が尊重されるとともに、生涯にわたる健康と権利が保障される社会を実現すること。
- (5) 男女が、社会の対等な構成員として、政治、経済、地域等あらゆる分野で、政策・方針決定過程に平等に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受できる社会を実現すること。
- (6) 男女が、社会制度又は慣行において、性別による固定的な役割分担等にとらわれ、自由な活動の選択を阻害されることのない社会を実現すること。
- (7) 男女が、国際交流・連携を通じて、地球規模の平等・開発・平和に貢献できる社会を実現すること。

#### (府の責務)

第4条 府は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国際社会と協調して男女平等の推進に関する施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 府は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間に格差が生じていると認められるときは、積極的改善措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 府は、第1項及び第2項の施策を実施するに当たっては、府民や民間団体、NPO（特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）事業者、国及び市町村との相互の連携及び協力が行われるよう努めなければならない。
- 4 府は、市町村における男女平等の推進を図るため、基本計画の策定及び施策の実施を支援し、情報の開示を進め、市町村の求めに応じて助言その他の必要な措置を講じるものとする。

（府民の責務）

第5条 府民は、基本理念に対する理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女平等を推進するとともに、府が実施する男女平等の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）を遵守するとともに、その事業活動に関し、男女平等及び母性保護を堅持する責務を有する。

- 2 事業者は、府が実施する男女平等の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（年次報告）

第7条 知事は、毎年、男女平等の推進に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、審議会（第30条に規定する京都府男女平等審議会をいう。第9条及び第29条において同じ。）に報告するとともに、これを公表しなければならない。

（財政上の措置）

第8条 府は、男女平等の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

## 第2章 基本計画等

（基本計画の策定）

- 第9条 知事は、男女平等の推進に関する施策を総合的に実施するために、基本となる計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 総合的かつ長期的な観点からの男女平等の推進に関する施策の大綱
  - (2) その他、男女平等の推進に関する施策を計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、府民及び民間団体等の意見を反映することができるよう適切な措置を講じるものとする。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかに公表するものとする。
- 5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用するものとする。



(府の推進体制の整備及び施策の策定等にあたっての配慮)

第10条 府は、男女平等に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

2 府は、男女平等の推進を直接目標とする施策だけでなく、その他の施策についても、男女平等の視点から企画・立案、実施し、その影響評価に努め、男女平等社会づくりの促進に有効なものとなるよう配慮するものとする。

3 女性総合センターが男女平等の推進拠点としての役割とともに、府民、民間団体及びNPOのネットワークの拠点としての役割を果たすことができるよう当該施設における女性総合センター機能を整備するものとする。

### 第3章 男女平等の促進に関する施策

(雇用等における男女の平等な機会と待遇の確保)

第11条 事業者は、性別を理由に、雇用機会における差別並びに賃金及び昇進・昇格の格差を生じさせてはならない。

2 事業者は、パート労働者・派遣労働者等の賃金及び社会保障の向上に努めなければならない。

3 事業者は、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止する義務を有する。

4 事業者は、前3項の規定が、事業活動の発展にとって不可欠であることを理解し、積極的に取り組むものとする。

5 府は、事業者が、基本理念及び事業者の責務に基づく主体的な取組を行うことを促進するため、必要な情報提供や助言及び支援を行うものとする。

6 府は、事業者から必要と認める男女平等の進捗状況についての報告を求めることができる。この場合において、その報告により把握した男女平等の進捗状況について公表し、必要に応じ、事業者に対して助言等を行うものとする。

7 府は、事業者における取組を促進するため、顕彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業の分野における男女平等)

第12条 府は、農林水産業における男女平等・共同参画を確立するため、家族経営協定の締結等就業条件を整備し、家族労働に対し適正な評価を受けることを促進し、女性の経営参画と能力開発、農業委員及び施策や方針決定の場への参画促進のための環境整備等、必要な措置を講じるものとする。

2 府は、農林水産業に従事する女性に対し、出産前後の休暇や育児休暇を含む休業保障等の母性保護の充実及び子育て支援に努めるものとする。

(自営の商工業の分野における男女平等)

第13条 府は、自営の商工業の分野における男女平等・共同参画を確立するため、女性が主体的にその能力を十分発揮し、家族労働に対し適正な評価を受けることを促進し、経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備等、必要な措置を講じるものとする。

2 府は、自営の商工業に従事する女性に対し、出産前後の休暇や育児休暇を含む休業保障等の母性保護の充実及び子育て支援に努めるものとする。

(組織の意思形成における男女の平等な参画)

第14条 府は、附属機関等の委員の任命又は委嘱に当たっては、男女の委員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

2 府は、率先して、府の政策・方針決定過程に男女が平等に参画できる機会を確保するよう努めるものとする。

3 府は、民間団体等に対し、その団体の意思形成における男女平等の参画を促進するために、積極的改善措置等に関する情報提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭生活と労働その他の活動との両立の促進、一人親家庭に対する措置)

第15条 府は、家族を構成する者が性別にかかわらず家庭生活と労働その他の活動とを両立することができるよう、必要な支援及び環境の整備に努めなければならない。

2 府は、母子家庭及び父子家庭の自立支援等の必要な措置を講じるものとする。

(性と生殖に関する健康の保持増進等)

第16条 府は、女性が妊娠や出産のための身体的機能を持つことに配慮し、女性のための健康相談や医療の整備・充実その他必要な措置を講じることにより、女性の出生から生涯にわたる心身の健康支援に取り組むものとする。

2 府は、男女が互いの人格を尊重し、性及び子どもを産み育てることについて理解を深め、自らの意思で決定することができるよう性教育の促進その他必要な措置を講じるものとする。

(府民等の理解を深めるための措置)

第17条 府は、男女平等の推進に関し、府民、事業者等が理解を深め、自主的な取組を行うことができるようにするために、広報活動、学習・研修機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(性別にとらわれず個性を尊重する教育及び学習活動の推進)

第18条 府は、学校、家庭、地域及びその他の社会において、男女平等に関する教育及び学習活動を振興するための必要な措置を講じるものとする。

(ドメスティック・バイオレンス等の防止及び被害者の保護)

第19条 府は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)を遵守し、ドメスティック・バイオレンスを防止し、被害者を保護・救済するために必要な措置を講じる責務を有する。

2 府は、ドメスティック・バイオレンスその他の男女平等の推進を阻害する暴力的行為による被害の相談に応ずるとともに、ドメスティック・バイオレンス等の被害を受けた者(以下「被害者」という。)の求めにより次の各号に掲げる支援を行うものとする。

(1) 被害者の安全を確保するための一時保護

(2) 被害者が精神的又は経済的に自立して生活することを促進するための支援

(セクシュアル・ハラスメントの防止等)

第20条 府は、職場、学校等においてセクシュアル・ハラスメントがあったと認めるときは、

事業者、校長等に対し、当該行為を防止するために必要な措置を講じるよう指導し、又は勧告することができる。

(公衆に表示する情報に係る配慮)

第 21 条 公衆に表示する情報において、その広告主及び管理者は、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現並びに不必要な性的な表現を行わないよう配慮に努めるものとする。

(府機関における男女平等の取組)

第 22 条 府は、あらゆる府機関において、積極的改善措置を含む女性職員の採用、登用及び職域の拡大について、総合的かつ計画的に取り組むとともに、男性及び女性の職員の労働と家庭生活等との両立を支援し、セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害のない男女平等の職場環境づくりに努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第 23 条 府は、男女平等・共同参画社会づくりに関する施策の策定に必要な情報の収集及び調査研究を行うよう努めるものとする。

2 府は、前項の調査研究を行うに当たっては、大学及び研究機関との連携に努めるものとする。

(府民等の活動に対する支援)

第 24 条 府は、男女平等の推進に関する活動を行う府民、民間団体及びNPO等に対し、その活動に必要な情報提供その他の支援を行うものとする。

#### 第 4 章 苦情の処理及び相談への対応

(相談及び苦情等の申出)

第 25 条 府民は、府が実施する男女平等の推進に関する施策又は男女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情及び提案並びに私人間の性別による差別的取扱いや男女平等を阻害する行為についての相談を、府に対し申し出ることができる。

2 前項に規定する私人間とは、府民相互はもとより、市町村と府民又は事業者と府民の関係が含まれるものとする。

(相談及び苦情等の処理機関の設置)

第 26 条 府は、前条の府民からの申出を適切かつ迅速に処理するために、行政から独立した第三者による相談及び苦情処理機関を設けるものとする。

2 前項の機関に次に掲げる部門を置く。

(1) 苦情及び相談を受ける部門

(2) 苦情を処理し、及び相談に対応する部門

(相談及び苦情等の処理機関の業務)

第 27 条 前条の機関は、相談又は苦情を受けた場合において、関係者又は関係する府の機関の協力を得て、資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、府機関に対しては提言、助言又は勧告を、他の関係者に対しては助言又は是正の要望を行うものとする。

(苦情処理・相談状況の報告及び公表)

第28条 第26条第1項の機関は、毎年、苦情処理・相談の状況について報告書を作成し、公表を行うものとする。

(審議会への報告)

第29条 第26条第1項の機関が、受付、処理した府施策に対する苦情については、審議会に報告し、審議会による監視及び影響調査の対象事案とするものとする。

## 第5章 審議会

(審議会の設置)

第30条 府は、附属機関として、京都府男女平等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(委員の構成)

第31条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員のうち5人は公募に応じた者から、その他の委員は学識経験を有する者から、知事が任命する。

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(審議会の機能)

第32条 審議会は、知事の諮問に応じ調査審議し、基本計画の策定に関する事項及び男女平等社会の形成の促進に関する重要事項について、知事に意見を述べるものとする。

2 審議会は、府が実施する男女平等社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び府の施策が男女平等社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、知事に意見を述べるものとする。

3 審議会は、苦情処理機関が受付・処理した府の施策に関する苦情について報告を受け、必要があると認めるときは、当該施策の実施状況について監視及び影響調査を行い、知事に意見を述べるものとする。

(府の施策に関する監視状況等に係る公表)

第33条 審議会は、毎年、府の施策に関する監視及び影響調査の実施状況について、意見を付けて公表するものとする。

## 第6章 雑則

(雑則)

第34条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(委任)

第35条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

- 日本共産党府会議員団が提案した「京都府地域金融活性化条例(案)」は、次のとおりです。

## 京都府地域金融活性化条例（案）

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 地域金融活性化に対する寄与の程度に関する評価（第6条—第8条）
- 第3章 苦情の処理（第9条）
- 第4章 京都府地域金融活性化委員会（第10条—第16条）
- 第5章 雑則（第17条・第18条）
- 第6章 罰則（第19条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、地域金融の健全な発展と地域経済への貢献にかんがみ、地域金融の活性化に関する府の責務を明らかにするとともに、府が講じる地域金融の活性化のための施策に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、京都府内に店舗、事務所、工場、事業場、施設等を有するものをいう。

2 この条例において「金融機関」とは、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関であつて、京都府内に営業所等を設けて地域金融に係る業務を行うものをいう。

#### （基本理念）

第3条 地域金融については、地域の住民、事業者等の金融上の要望にきめ細やかに対応し、地域経済の健全な発展に貢献する重要な機能を有するものであることにかんがみ、利用者の利便の増進が図られ、地域において社会的に要請されている望ましい分野に必要な資金が十分に供給される等その活性化が図られなければならない。

2 地域金融の活性化を図るに当たっては、地域経済の重要な担い手である中小企業者の事業活動に必要な資金が安定的に供給されるように特に配慮されなければならない。

#### （府の責務）

第4条 京都府は、地域金融にかかわる金融機関の健全な育成に必要な施策を実施し、もって地域経済及び中小企業等の金融の活性化を図るものとする。

2 京都府は、地域金融にかかわる金融機関が、経営の安定を図りながら、この条例の目的

にそって健全に発展するよう指導を行わなければならない。

(金融機関の責務)

第5条 金融機関は、金融業務の公共性にかんがみ、基本理念にのっとり、利用者の利便の増進を図り、地域において社会的に要請されている望ましい分野に必要な資金を十分に供給する等地域経済及び地域金融の活性化に寄与するように努めなければならない。

- 2 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の事業活動に対する信用の供与に関して、均等な機会を保障すること、十分な説明を行うこと、正当な理由なく一方的な融資の拒否並びに貸付条件の変更をしないこと等、中小企業者の事業活動に対する必要な資金の安定的な供給に特に配慮し努めなければならない。
- 3 金融機関は、基本理念にのっとり、債権の回収に当たっては金融機関の公共性を踏まえ、債務者との十分な協議の上で行うこととし、一方的な回収をしてはならない。

## 第2章 地域金融の活性化に対する寄与の程度に関する評価

(地域金融の活性化に対する寄与の程度に関する評価)

第6条 委員会(第10条に規定する京都府地域金融活性化委員会をいう。次条から第9条までにおいて同じ。)は、個々の金融機関について、第8条の規定により提出される報告書に基づき、府内における地域金融に係る業務の運営に関し、次に掲げる事項の調査を行い、その結果に基づき、毎年1回、地域金融活性化に対する寄与の程度に関する評価を行うものとする。

- (1) 府内の住民及び事業者に対する信用の供与の状況に関する事項
- (2) 府内の産業振興等地域の振興に貢献する業務の状況に関する事項
- (3) 営業所又は事務所その他の施設の設置状況、利用者の金融上の要望の把握の状況等利用者の利便の増進を図る業務の状況に関する事項
- (4) その他地域金融の活性化に対する寄与の程度を評価するために必要な事項として委員会が定める事項

(評価報告書の作成及び公表)

第7条 委員会は、毎年、前条の調査及び評価の結果を記載した評価報告書を作成し、これを知事に提出するとともに、京都府公報で公表するものとする。

(報告書の提出)

第8条 金融機関は、各営業年度又は事業年度ごとに、知事の定めるところにより、第6条各号に掲げる事項の調査に必要なものとして知事が定める事項を記載した報告書を作成し、委員会に提出しなければならない。

## 第3章 苦情の処理

第9条 委員会は、府内の地域金融に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、苦情の解決のあっせんを行うものとする。

- 2 委員会は、苦情の解決に当たり、第17条の規定による知事の要請が必要であると認めるときは、知事に対し、速やかに、苦情の内容を通知しなければならない。

## 第4章 京都府地域金融活性化委員会

(設置)

第10条 京都府内の地域金融の活性化に対する寄与の程度に関する評価、苦情の処理等を行う合議制の機関として、京都府地域金融活性化委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第11条 委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、地域金融の活性化に関する重要事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して知事に建議することができる。

(組織)

第12条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 住民、事業者、金融機関、中小企業団体等の意見を代表すると認められる者

(任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第14条 委員会に委員長を置き、委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第15条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第16条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 第5章 雑則

(金融機関等への要請)

第17条 知事は、第6条の調査及び評価又は第9条の苦情の処理に関し必要があると認めるときは、金融機関、関係行政機関その他の関係者に対し、地域金融の活性化に関する事項について必要な要請をすることができる。

(条例施行の細則)

第18条 この条例の施行に関し、必要な事項は、知事が定める。

## 第6章 罰則

第19条 第8条の規定による報告書の提出をせず、又は当該報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてその書類の提出をした者は、50万円以下の罰金に処するとともに、公告を行う。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときには、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 8 条の規定は、金融機関の平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する各営業年度又は事業年度に係る同条に規定する報告書について適用する。